

令和6年第3回
箕面市農業委員会総会会議録

令和6年3月15日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和6年3月15日（金）
午後1時30分から午後2時13分まで

2. 出席委員（20名）

1番	稻垣	惠一	2番	神代	繁近	3番	川上	加津子
4番	加藤	博一	5番	岡沢	聰	6番	稻野	実
7番	釋	巖	8番	東浦	有治	10番	生田	梨恵
11番	藤井	照三	12番	森田	直弘	13番	中井	正美
14番	杉本	泰彦	15番	西尾	正美	16番	植山	照男
17番	長澤	陽子	18番	豊田	茂実	19番	中久保	明
20番	西田	清明	21番	中井	博幸			

3. 欠席委員（1名）

9番 長澤 均

4. 会議録署名委員

16番 植山 照男 17番 長澤 陽子

5. 出席事務局職員

事務局長	西田	昭浩	室	長	佐治	功	グループ長	竹内	亜衣
参 事	山岸	健史			美谷	一哉			

6. 議事日程

第7号議案 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項
の規定による承認取消の件

第8号議案 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項
の規定による承認申請の件

第9号議案 農用地利用集積計画の作成の件

第10号議案 農用地利用集積計画の作成の件

第11号議案 農用地利用集積計画の作成の件

第12号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（一括方式）
の作成の件

第13号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（一括方式）
の作成の件

第14号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（一括方式）
の作成の件

報告 第9号 専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第7号の規定による
届出受理）

報告 第10号 専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第7号の規定による
届出受理）

報告 第11号 事務処理の報告の件（農業用施設設置報告受理）

報告 第12号 農地等状況報告の件

令和6年第3回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和6年第3回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、委員21名中、出席委員は20名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- なお、長澤均委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、16番 植山委員さん、17番 長澤陽子委員さんにお願いします。
- 案件に入ります前に、令和6年第2回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。
- 事務局 先月2月16日開催の総会で、採決されました第1号議案、農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に意見聴取を行ったものです。
- その内容は、下止々呂美地区の農地を [] に転用し賃借権を設定すると

いう案件でした。

2月19日を開催の大坂府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、2月26日に申請者あて、許可書を発行しましたことをご報告いたします。

以上です。

議 長

では、案件に入ります。

日程第2、第7号議案、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認取消の件、及び日程第3、第8号議案、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請の件は関連いたしますので一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第7号議案及び第8号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございますが、参考資料2ページ中、[REDACTED]とあるのは[REDACTED]の間違いです。

地図の元データの間違いで修正ができませんでしたのでご了承ください。

申請地は、箕面[REDACTED]及び牧落[REDACTED]の市街化区域の農地です。

本件は、令和4年及び令和5年に市民農園開設の承認を行った、[REDACTED]地域の2件の市民農園について、[REDACTED]から、開設者の訂正依頼があったものです。

その内容は、当時、[REDACTED]氏が開設者として申請したが、正しくは、[REDACTED]氏であるというものでした。

依頼および提出された組合規約等を確認したところ、当該訂正が妥当であると確認できしたことから、過去の承認内容について取り消し、新たに正規の開設者による開設の承認をお願いするものです。

なお、取り消しと承認は同日付で行うことから、過去の承認から現在までの市民農園の利用者等への不利益は生じません。

以上、第7号及び第8号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

豊田委員

まず、本件の農地の登記状況はどうなっていますか。

登記簿で所有者の氏名が確認できると思いますが。

7月に配布されたパトロール用の地図にも [REDACTED] 氏の名前が入っているが、農業委員会の台帳が変わっていなかったのか、何故そうなったのか経緯を教えてください。

事務局

登記簿の中には、団体名は一切出てきていません。

あくまでも所有者個人名、66人が記載されているだけで、どちらの団体名の記載もありません。

従いまして、性善説にのっとり申請書類に不備がなかったため手続きを進めており、違いについては確認できない状況でした。

豊田委員

農パトの地図に [REDACTED] 氏の名前が入っているので、農業委員会は [REDACTED] 氏の所有と判断したのではないですか？

何を見て [REDACTED] と判断したのですか？

事務局

登記簿の中には当然、[REDACTED] の名前も入っています。

個人名だけで団体名は入っておりません。

杉本委員

当該農地ですが、個人の相続で現実的には700人規模の所有権になっており、名義を統一するため法務局にも相談しましたが、不可能であるとのことで、
[REDACTED] が管理していました。

同時期に [REDACTED] が設立されたことから、[REDACTED]
と混同し管理団体を間違えて申請してしまったものです。

豊田委員

了解しました。

西田局長

確認ですが、登記簿や台帳で、[REDACTED] の名前もあり、[REDACTED] である
[REDACTED] 氏の申請であったため、それ以上の確認の方法がなかったということですね。

事務局

そのとおりです。

議長

他にご意見等はありませんか。

ないようございますので、本件につきましては、原案どおり、第7号議案については、取り消し、第8号議案については、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を取り消し及び承認することに決定いたします。

次に、日程第4、第9号議案から日程第6、第11号議案は、いずれも農用地利用集積計画の作成の件となります。

それでは、日程第4、第9号議案及び日程第5、第10号議案は借り手が同一で関連しますので一括して議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第9号議案、及び第10号議案の説明に先立ちまして、第9号議案から第11号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら3件は、いずれも、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求めるものです。

それでは、第9号議案、及び第10号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料3ページからでございます。

第9号議案の申請地は、栗生外院 [REDACTED]、地目は、台帳、現況とともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

第10号議案の申請地は、栗生外院 [REDACTED]、地目は、台帳、現況とともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートル他 [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

借り手は、両議案とも [REDACTED]

[REDACTED] 氏です。

貸し手は、第9号議案は、[REDACTED] 氏、第10号議案は、[REDACTED] 氏で、設定する利用権の種類はともに使用貸借権、設定期間もともに、令和6年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上、第9号議案及び第10号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、東浦委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

東浦委員

第9号議案及び第10号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、両議案とも [REDACTED] の東約 [REDACTED] メートルに位置する [REDACTED] 筆の農地です。

貸し手は、第9号議案が [REDACTED] 氏、第10号議案が [REDACTED] 氏で、現在、

申請地におきましては、借り手の [REDACTED] が利用権の設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。

[REDACTED] におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかり耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第6、第11号議案を議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第11号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

申請地は、新稻 [REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

借り手は、[REDACTED] 氏です。

貸し手は、[REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は賃借権(解除条件付)、設定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上、第11号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、中井正美委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井正美委員

第1.1号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]の北東約[REDACTED]メートルに位置する農地です。

貸し手は、[REDACTED]氏で、現在、申請地におきましては、借り手の[REDACTED]氏が、利用権の設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。

[REDACTED]氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでしっかり耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようござりますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでござりますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第7、第12号議案から日程第9、第14号議案はいずれも農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（一括方式）の作成の件となります。

それでは、日程第7、第12号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第12号議案につきまして、本件は本委員会ではじめての案件となることから、議案の説明に入ります前に制度の説明をさせていただきます。

本事業は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、農地中間管理機構である一般財団法人 大阪府みどり公社が貸し手と借り手の間にあって行なう農地の又貸しの事業です。

第11号議案までの利用権設定は、貸し手と借り手の間で直接、利用権を設定することで農地の貸し借りを行いますが、農地中間管理事業は、大阪府みどり公社が間に入り、貸し手とみどり公社の間で農地中間管理権という権利を設定し、借り手とみどり公社の間で利用権を設定することとなります。

今回は、貸し手と借り手がすでに決まっており、双方の同意を得ていることから、農地中間管理権と利用権を同時に、一括で設定しようとするものです。

これを農用地利用集積等促進計画（一括方式）と言います。

なお、皆さんには、通常の利用権設定と同様に、計画の決定についてご審議いただくものと考えていただいて差し支えございません。

本委員会での計画決定しますと、本計画の作成をみどり公社あて要請します。

次に大阪府へ計画を申請し、認可がされる流れとなります。

制度の説明は以上です。

それでは、議案の説明に先立ちまして、第12号議案から第14号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら3件は、いずれも、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき委員会として要請を行うため、その内容の決定を行うものです。

それでは、第12号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料9ページからでございます。

申請地は、新稻 [REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

借り手は、[REDACTED] 氏、農地中間管理機構は、大阪市中央区南本町2丁目1番8号、一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長南部和人氏、貸し手は、[REDACTED] 氏です。

設定する利用権の種類は、使用貸借権、設定期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までです。

以上、第12号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、中井正美委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井正美委員 第12号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[REDACTED] の南西約 [REDACTED] メートルに位置する農地で、貸し手は、[REDACTED] 氏です。

借り手は、[REDACTED] 氏で、この度、農地中間管理事業にもとづき、新たに権利の設定を行うものです。

[REDACTED] 氏は、これまで新稻地区において利用権の設定を受け、問題なく耕作をされています。

申請地では、主に野菜の栽培を計画され、農機具もお持ちですので、今後も

- しっかりと農業に従事されるものと思います。
- よって、本件の農用地利用集積等促進計画の作成について、問題はないものと思います。
- 以上で、調査内容の報告を終わります。
- 議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
- 豊田委員 設定期間が5年となっていますが、途中で解除はできるのですか。
他の案件は、解除条件付きとなっていますが、本件は途中で解約すれば別の人を探すことになるのですか。
- 事務局 基本的には、双方の合意のもと、途中であっても解除は可能です。
また、借り手が解除した場合は、中間管理機構である大阪府みどり公社が次の借り手を探すことになります。
探すといつても、箕面市内の農地ですので、本市農業委員会とともに探すことになるのでご安心ください。
- 豊田委員 了解しました。
- 議長 他にありませんか。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり農用地利用集積等促進計画を決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することいたします。
- 次に、日程第8、第13号議案と日程第9、第14号議案は借り手が同一で関連しますので一括して議題といたします。
- 本件につきまして事務局の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました第13号議案及び第14号議案につきまして、ご説明申し上げます。
- 議案書3ページ、参考資料11ページからございます。
- 申請地は、第13号議案につきましては、新稻 [REDACTED]、地目は、台帳

■、現況■、面積は■平方メートル他■筆、合計■筆で、面積の合計は■平方メートルです。

第14号議案につきましては、新稻[REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートルです。

借り手は、両議案とも [REDACTED] 氏、農地中間管理機構は、大阪市中央区南本町2丁目1番8号、一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 南部和人氏です。

貸し手は、第13号議案が、[REDACTED]氏、第14号議案が、[REDACTED]氏で、設定する利用権の種類及び設定期間は両議案とも使用貸借権、令和6年5月1日から令和11年4月30日までです。

以上、第13号議案及び第14号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、中井正美委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井正美委員 第13号議案及び第14号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[REDACTED] の北約 [REDACTED] メートル周辺に位置する [REDACTED] 筆の農地と [REDACTED] の南西約 [REDACTED] メートルに位置する農地及び [REDACTED] の北東約 [REDACTED] メートルに位置する農地です。

貸し手は、第13号議案が、[REDACTED]氏、第14号議案が、[REDACTED]氏です。

借り手は、両議案とも [REDACTED] 氏で、この度、農地中間管理事業にもとづき、新たに権利の設定を行うものです。

■ 氏は、これまで箕面市農業公社で3年間農業に従事され、今後、青年等就農計画の認定を受け、認定新規就農者として独立し、農業経営をされる予定です。

申請地では、主に野菜の栽培を計画され、農業公社での経験を生かし、今後もしっかりと農業に従事されるものと思います。

よって、本件の農用地利用集積等促進計画の作成について、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

箕面市で中間管理事業として間に入るのは、大阪府みどり公社だけなのです

か。

他にもあるのですか。

事務局

中間管理機構は、大阪府の中で1つと決められており、大阪府みどり公社だけで、各都道府県に1団体づつあります。

稻野委員

1対1の農地の貸し借りで、利用権と中間管理とでは、契約する当事者としてどちらがいいのですか。

事務局

利用権の設定については、法律が変わり令和7年度からは出来なくなります。

今は経過措置として認められており可能ですが、今後は中間管理事業に集約されていきます。

何がいいのかですが、契約期間が終了したら必ず農地は土地所有者に戻ってくるということです。

利用者が永遠と借り続けられることはなく、期限が来たら戻ってくることとなり、続けてほしいときは契約を更新して延長していくことになります。

稻野委員

了解しました。

議長

他にご意見はありませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり農用地利用集積等促進計画を決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することいたします。

報告案件に移ります。

報告第9号から報告第11号の3件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第10、報告第9号及び日程第11、報告第10号は、いずれも専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理となります。

それでは日程第10、報告第9号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第9号につきまして、ご説明申し上げます。議案書4ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地の所在は、箕面 [REDACTED]、地目は、台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートル他 [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆で、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

届出人は、[REDACTED] 氏、転用目的は [REDACTED] となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年2月13日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第9号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、植山委員さんに調査内容の報告をお願いします。

植山委員

報告第9号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[REDACTED] の西隣の土地です。

届出人は、[REDACTED] 氏で、届出地においては、以前から [REDACTED] として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側、西側及び南側は [REDACTED]、東側は [REDACTED] となっており問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第11、報告第10号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第10号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地の所在は、小野原東 [REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

届出人は、[REDACTED] 氏、転用目的は [REDACTED] となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年2月27日に専決し、

処理するものでございます。

以上、報告第10号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、稻野委員さんに調査内容の報告をお願いします。

稻野委員

報告第10号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[REDACTED]の東隣の農地です。

届出人の[REDACTED]氏が、このたび、[REDACTED]を建築するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、東側は[REDACTED]、西側は[REDACTED]、南側は[REDACTED]、北側は[REDACTED]となっており、汚水は公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第12、報告第11号、事務処理の報告の件、農業用施設設置報告受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第11号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は21ページからでございます。

報告地は、稲[REDACTED]、地目は台帳[REDACTED]、現況[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートルの内、設置面積は[REDACTED]平方メートルです。

届出人は、[REDACTED]氏、施設の概要は、[REDACTED]です。

周辺につきましては、北側・南側は[REDACTED]、東側・西側は[REDACTED]となっており、隣接農地や自己の耕作へ影響がないものと思われることから、本届出につきまして、令和6年2月19日に受理したものです。

以上、報告第11号のご説明といたします。

議長

それでは、ただいま報告のありました3件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようございますので、次に、日程第13、報告第12号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

事務局 〈令和6年度最適化活動の目標設定等について説明〉
〈来年度日程について説明〉
〈次回日程について報告〉

議長 これをもちまして令和6年第3回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時13分)

上記は、令和6年第3回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 箕垣 恵一

署名委員 植山 勲男

署名委員 長澤 陽子

